

## 村税の滞納に対する処分について

## 12月は滞納整理強化月間です

村では、12月を滞納整理強化月間として、納期限を過ぎて村税を納めていない方を対象に、幹部職員による特別滞納整理（訪問徴収）を実施します。

村県民税、固定資産税、軽自動車税や国民健康保険税などの納め忘れがないか、もう一度ご確認をお願いします。もし納め忘れがある場合は至急お納めください。

なお、すぐに納められない特別な事情がある場合は、税務課にご相談ください。

## ○差し押さえ対象財産の例

## ■預貯金

金融機関を調査のうえ預金債権を差し押さえし、普通預金の場合は即時取り立てます。

## ■給与

勤務先の会社などを調査のうえ給与債権の差し押さえをおこない、毎月の給与から、未納分が完納となるまで継続して取り立てます。

## ■不動産

法務局で差し押さえの登記をおこない、納付がない場合は公売します。

## ■普通自動車

運輸支局に差し押さえ登録し、タイヤロックにより占有した後、納付がない場合は公売します。

## ■軽自動車

動産として差し押さえし、タイヤロックにより占有した後、納付がない場合は公売します。

## ■生命保険

差し押さえ後、村が職権で保険契約を解約し、解約返戻金を取り立てします。

※その他、売掛金や電話加入権、動産なども差し押さえの対象となります。

▶お問い合わせは、税務課（☎54-2211 内線164）へ

## ふるさと納税について

## 榛東村サポーターを募集します

村では、「榛東村を応援したい!」「もっと魅力のある村になってほしい!」という方を募集しています。榛東村で生まれ育った、以前榛東村に住んでいた、父母・祖父母・親戚・友達が住んでいるなど、現在村外に住所がある方で、榛東村に愛着を持っている方であればなたでも寄附することができます。

## ■ふるさと納税とは

「ふるさとを応援したい!」という方などが、市区町村に寄附をした場合に、所得税や翌年度の個人住民税が一定額まで税額から控除される制度です。

## ■寄附したお金の使いみち

次の事業の中から寄付金の使いみちを決めていただくことができます。

- ①自然環境の保全に関する事業 ②村民の健康増進および福祉の向上に関する事業
- ③産業の振興および魅力ある観光地づくりに関する事業 ④文化財や生涯学習、文化振興に関する事業
- ⑤その他目的達成のために必要な事業

※⑤を選択した場合は、村長が必要と認める事業に要する費用に充てさせていただきます

## ■寄附の金額

1,000円以上から受け付けています。

## ■手続き

役場基地・財政課で受け付けています。

## ■特典について

所得税や翌年度の個人住民税が一定額まで控除されるほか、寄付額に応じて奨励記念品として村の特産品であるワインとハムの詰め合わせ、シチューセットなどを贈呈させていただきます。

▶お問い合わせは、基地・財政課（☎54-2211 内線242）へ

## 医療と介護の自己負担を軽減します

医療と介護にかかる自己負担を軽減することを目的として、「高額医療・高額介護合算療養費制度」が始まりました。この制度は、1年間に医療と介護にかかった自己負担額が高額になった場合に療養費を支給するものです。

高額医療・高額介護合算療養費は、毎年8月から翌年7月までの医療保険と介護保険の両方で支払った額の合計が下表の基準額を超えたときに、その超えた金額が500円以上の場合に支給します。ただし、医療保険と介護保険のいずれかの額が0円の場合は支給対象となりません。

■表：医療保険と介護保険の12カ月分の合算療養費自己負担限度額

所得区分		自己負担限度額		
		後期高齢者医療 + 介護保険	国民健康保険 被用者保険 (70～74歳) + 介護保険	国民健康保険 被用者保険 (70歳未満) + 介護保険
1	現役並み 所得者 被保険者証の負担 割合が3割の人	67万円	67万円	126万円
2	一般 1、3、4以外の人	56万円	56万円	67万円
3	低所得Ⅱ 世帯全員が村民税 非課税の人	31万円	31万円	34万円
4	低所得Ⅰ 3のうち世帯全員の 所得が一定基準*以下の人	19万円	19万円	34万円

※一定基準とは、年金収入額が年間80万円以下などの場合をいいます。

### ○榛東村国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者

支給対象となる場合は、申請方法を記載したお知らせを送付します。ただし、平成21年8月から平成22年7月までの間に、次の①から③に該当した場合は、お知らせが送付できないことがあります。

- ①市町村を越えて住所異動をした場合
- ②他の健康保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した場合
- ③国民健康保険から後期高齢者医療制度に移った場合

### ○榛東村国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の加入者(被用者保険)

支給対象となる場合は、村が交付する「介護保険自己負担額証明書」を添えて、加入する医療保険への申請が必要となります。証明書が必要な方は、健康・保険課窓口で証明書交付申請をしてください。

■申請に必要なもの：健康保険証、印鑑、振込先金融機関などの口座番号がわかるもの、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)

### ○福祉医療費受給資格者

福祉医療費受給資格者が支給対象となった場合は、医療費の自己負担がないため医療保険分相当額は村に返還していただき、介護保険分相当額のみを支給となります。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ